

京 都 大 学 ウ イ ル ス ・ 再 生 医 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第9条 研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>感染症モデル研究センター</p> <p>再生実験動物施設</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属研究施設)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>感染症モデル研究センター</p> <p>再生実験動物施設</p> <p><u>ヒトES細胞研究センター</u></p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>